

4 第二項の金融庁長官の指定する高速取引行為者に係る同項第五号に掲げる権限で当該高速取引行為者の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地(当該高速取引行為者と取引をする者又は当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けた者を含む)が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該高速取引行為者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

第四十三条の第四第三項中「第四十四条第十三項」を「第四十四条第十四項」に改める。

第四十四条第一項中「金融商品仲介業者」の下に、「高速取引行為者」を加え、同項第二号中「第六十六条の二十二」の下に、「第六十六条の六十七」を加え、同条第二項中「金融商品仲介支店等」の下に、「高速取引支店等」を加え、同条第四項中「又はこれら」を若しくはこれらに改め、「代理」の下に「又は高速取引行為」を加え、「若しくは金融商品仲介業者」を「金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者」に、「又は金融商品仲介支店等」を「金融商品仲介支店等又は高速取引支店等」に改め、同条第五項中「及び特例業務届出者」を「特例業務届出者及び高速取引行為者」に改め、「金融商品仲介支店等」の下に、「高速取引支店等」を加え、「又は特例業務届出者」を「特例業務届出者又は高速取引行為者」に、「又は特例業務支店等」を「特例業務届出者若しくは高速取引行為者」に改め、同条第七項中「(同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。)」を削り、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十二項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第二項及び第四項に規定する「高速取引支店等」とは、高速取引行為者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該高速取引行為者と取引をする者又は当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む)を受けた者を含む)をいう。

第四十四条の第三第三項中「の規定による権限及び法第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五及び第二十七条の三十七」に改める。

(商品先物取引法施行令の一部改正)

第二条 商品先物取引法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号及び第三号中「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同条第四号中「第六十条の二第一項第六号」を「第六十条の二第一項第七号」に、「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同条第五号中「すべての要件」を「要件の全て」に改める。

(資産の流動化に関する法律施行令の一部改正)

第三条 資産の流動化に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項の表第三十八号第八号の項及び第七十二条第一項の表第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十八号第八号の項中「第三十八号第八号」を「第三十八号第九号」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正)

第四条 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一条第一項の表第三十八号第八号の項中「第三十八号第八号」を「第三十八号第九号」に改める。

第三百三十三条中、「第三十九条」を「(第七号及び第八号を除く)」、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項」に改める。

(不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部改正)

第五条 不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成二十一年政令第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第三十三条の五第一項第三号」を「第三十三条の三第一項第六号イ」に改める。

(金融庁組織令の一部改正)

第六条 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十九号中「コ」を「エ」に改め、同項第四十一号中「第二章の五」を「第二章の六」に改める。

第四条第二号中「第六十六条の四十五第一項」の下に、「第六十六条の六十七」を加え、同条第三号ト中「次条第一項第一号ナ」を「次条第一項第一号ラ」に改める。

第五条第一項第一号中フをコとし、ナからケまでをラからフまでとし、同号ネ中「第二十三条第一項第一号ト」を「第二十三条第一項第一号チ」に改め、同号ネを同号ナとし、同号ツを同号ネとし、同号ソの次に次のように加える。

ツ 高速取引行為者

第五条第二項中「ナ、ラ及びキからケまで」を「ラ、ム及びノからフまで」に、「ソまで、ネ及びウ」を「ツまで、ナ及びヒ」に、「同項第一号ツ」を「同項第一号ネ」に改める。

第十三条第一項第一号及び第二号中「第二章の五」を「第二章の六」に改め、同項第三号中「並びに第二十七条の三十五第一項」を「第二十七条の三十五第一項並びに第二十七条の三十七第一項」に改める。

第二十三条第一項第一号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 高速取引行為者

第二十三条第二項中「ホまで及びト」を「ヘまで及びチ」に、「同項第一号ヘ」を「同項第一号ト」に改める。

(金融庁設置法第四条第一項第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正)

第七条 金融庁設置法第四条第一項第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令(平成二十一年政令第三百八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融庁設置法第四条第一項第三号ヤに規定する指定紛争解決機関を定める政令

本則中「第四条第一項第三号ク」を「第四条第一項第三号ヤ」に改める。

附則

この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年四月一日)から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百二十七号

電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日を定める政令
内閣は、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日は、平成三十年一月一日とする。

総務大臣 野田 聖子
財務大臣 麻生 太郎
経済産業大臣 世耕 弘成
内閣総理大臣 安倍 晋三

電子委任状の普及の促進に関する法律第六條第一項の期間を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百二十八号

電子委任状の普及の促進に関する法律第六條第一項の期間を定める政令
内閣は、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第六條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電子委任状の普及の促進に関する法律第六條第二項の政令で定める期間は、三年とする。

附則

この政令は、電子委任状の普及の促進に関する法律の施行の日（平成三十年一月一日）から施行する。

総務大臣 野田 聖子
経済産業大臣 世耕 弘成
内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百二十九号

国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十四条第五項及び附則第九条の四の三第五項並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十條第十一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「に、国民年金手帳を添えて、これ」を削る。
一 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）第十二條第一項及び第十四條の十第一項
二 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）第七條第一項
附則
この政令は、平成三十年三月五日から施行する。

府令

○内閣府令第五十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(定義)

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 有価証券 金融商品取引法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。
 - 二 オプション 法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。
 - 三 店頭売買有価証券 法第二条第十号に規定する店頭売買有価証券をいう。
 - 四 登録金融機関 法第二条第二項に規定する登録金融機関をいう。
 - 五 登録金融機関業務 法第三十三條の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいう。
 - 六 取扱有価証券 法第六十七條の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。
 - 七 投資法人 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項に規定する投資法人をいう。
 - 2 この府令において「有価証券の募集」、「有価証券の売出し」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品取引所」、「信用格付業」、「信用格付業者」、「高速取引行為」又は「高速取引行為者」とは、それぞれ法第二条第三項、第四項、第八項、第九項、第十三項、第十六項、第三十五項、第三十六項、第四十一項又は第四十二項に規定する有価証券の募集、有価証券の売出し、金融商品取引業、金融商品取引業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、信用格付業、信用格付業者、高速取引行為又は高速取引行為者をいう。
 - 3 この府令において「上場会社等」、「上場投資法人等の資産運用会社」、「役員等」、「取引関係者」、「重要情報」、「上場有価証券等」又は「売買等」とは、それぞれ法第二十七條の三十六第一項に規定する上場会社等、上場投資法人等の資産運用会社、役員等、取引関係者、重要情報、上場有価証券等又は売買等をいう。
- (適用除外有価証券等)
- 第二条 金融商品取引法施行令（以下この条及び第十条において「令」という。）第十四條の十五第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
- 一 当該有価証券の発行を目的として設立又は運営される法人（次号において「特別目的法人」という。）に直接又は間接に所有者から譲渡（取得を含む。）される金銭債権その他の資産（次号において「譲渡資産」という。）が存在すること。